特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
福生市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
福生市長

公表日
令和5年7月3日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務であり、妊娠届出、妊産婦・新生児訪問、各種健康診査についての管理、統計報告書の作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務及びマイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務において使用する。
③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健（妊婦）ファイル、母子保健（乳幼児）ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第９条第１項、別表第一の49の項及び別表第一省令第40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第８号　法別表第二の26の項、69の２の項、70項及び87の項並びに法別表第二省令第19条、第38条の３、第39条及び第44条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福生市役所　福祉保健部健康課　電話042-551-1511（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福生市役所　福祉保健部健康課　電話042-551-1511（代表）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査　[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月31日	平成27年12月25日	事前	
平成27年12月25日	Ⅰ関連情報　5．②所属長	前課長名	現課長名	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成27年12月25日	Ⅱしきい値判断項目　時点	平成27年２月28日時点	平成27年12月１日時点	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
令和2年5月15日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項　別表第二の26項、70項、87項及び別表第二省令第19条、第39条、第44条	番号法第19条第7項　法別表第二の26の項、69の２の項、70項及び87の項並びに法別表第二省令第19条、第38条の３、第39条及び第44条	事前	
令和3年6月24日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第７項	番号法第19条第８号	事前	
令和5年7月3日	Ⅰ-1②事務の概要	特定個人情報ファイルは、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務において使用する。	特定個人情報ファイルは、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務及びマイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務において使用する。	事後	
令和5年7月3日	Ⅰ-③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム	健康情報システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事後	